

第 5 章 防災指針

第5章 防災指針

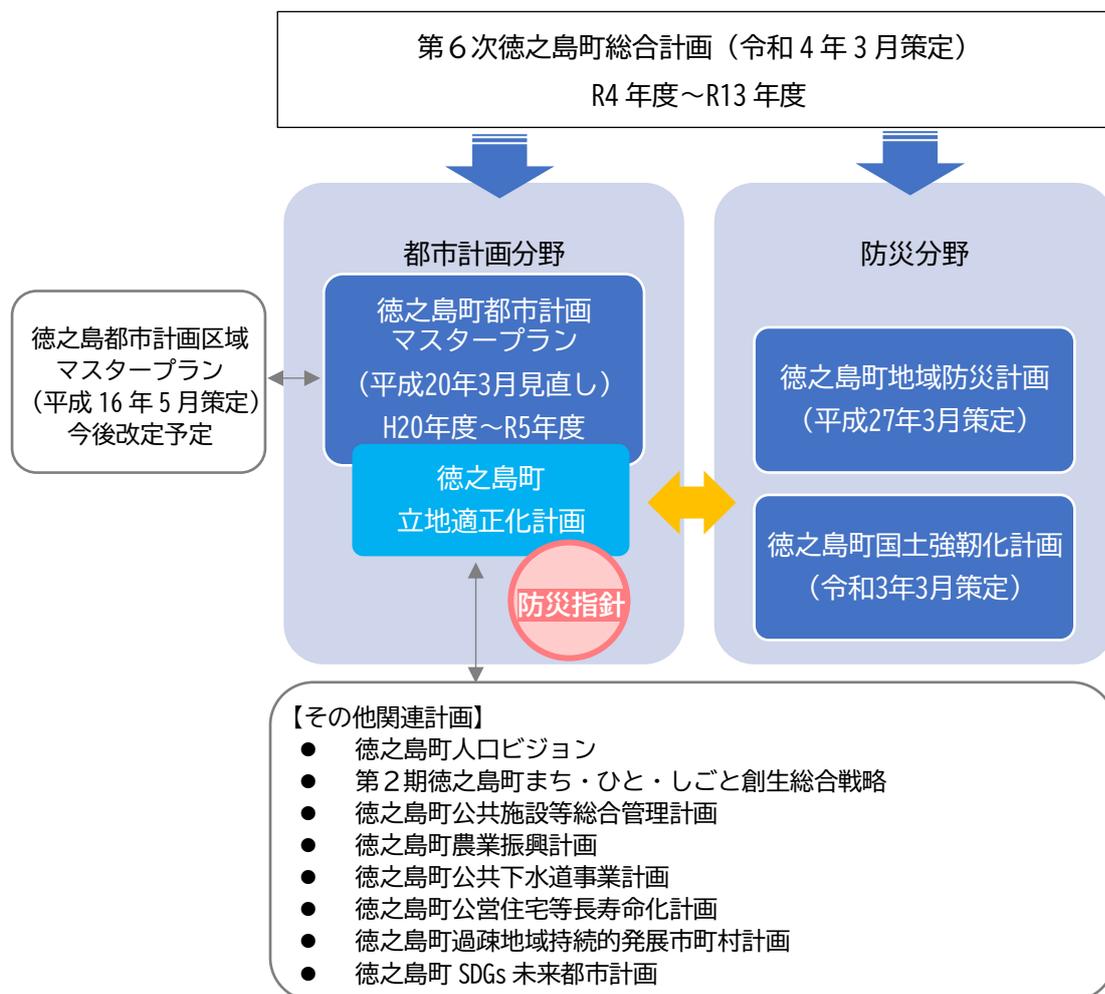
1 防災指針の概要と位置付け

近年、激甚化する自然災害に対応するため、居住エリアの安全確保などの観点から総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

令和2年には、都市再生特別措置法が一部改正され、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を立地適正化計画において定めることが規定されました。

これらを踏まえ徳之島町では、様々な災害リスクから防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりの将来像や目標などを明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を位置付けた「防災指針」を策定します。

なお、本町における防災指針の位置付けは、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の都市防災機能の確保に向け、第6次徳之島町総合計画や徳之島町都市計画マスタープラン、徳之島町国土強靱化計画、徳之島町地域防災計画等の防災に関する計画を踏まえ、以下のとおりです。



(参考) 徳之島町国土強靱化計画

【基本目標】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な地域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが本町の将来を描く上で極めて重要である。このため徳之島町の強靱化に向けた基本目標として、基本計画や鹿児島県地域強靱化計画に基づき、次のように設定する。

大規模な自然災害が起こっても、

- ① 町民の人命の保護が最大限に図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 町の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

2 災害リスクと居住誘導区域設定方針

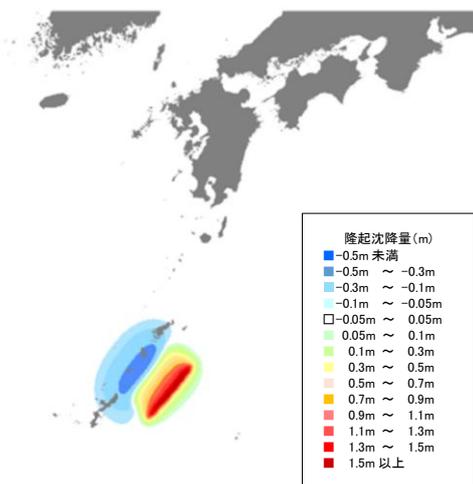
本町で発生するおそれのある災害には、洪水、津波、土砂災害等があります。

これらの災害について、これまで国、県、町で作成している情報をもとに、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題を抽出します。

項目	災害リスクの把握で用いる情報	備考
地震・津波	津波浸水想定	奄美群島太平洋沖（南部）地震を想定（県）
洪水	浸水区域の実績	調査実績（町）
	浸水想定区域	-
土砂災害	土砂災害警戒区域	資料（県・町）
	土砂災害特別警戒区域	資料（県・町）
大規模盛土造成地の 滑落崩落	大規模盛土造成地の位置	調査実績（町）

(1) 地震・津波

鹿児島県では、平成 26 年 2 月に「鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書」を策定しています。想定地震は以下のように設定し、本町に關係する地震は、主に奄美群島太平洋沖（南部）地震となっています。



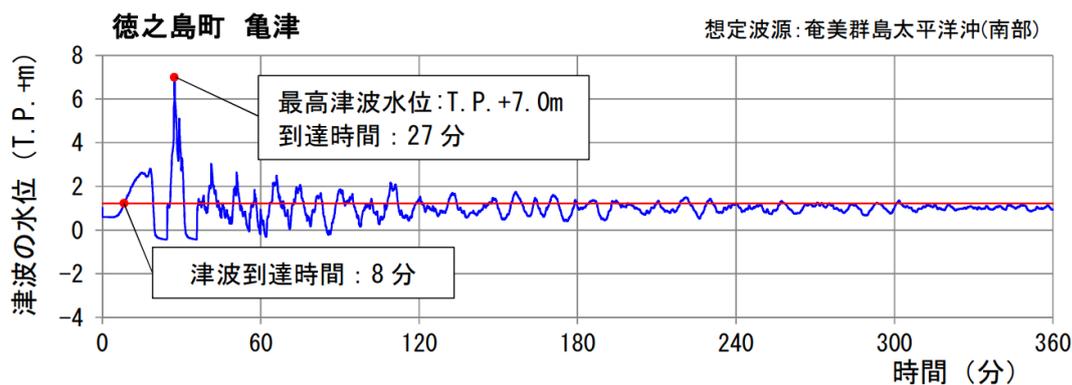
想定地震：奄美群島太平洋沖（南部）

マグニチュード：8.2

最大震度：6 強

最大津波：津波高 7m

到達時間 27 分



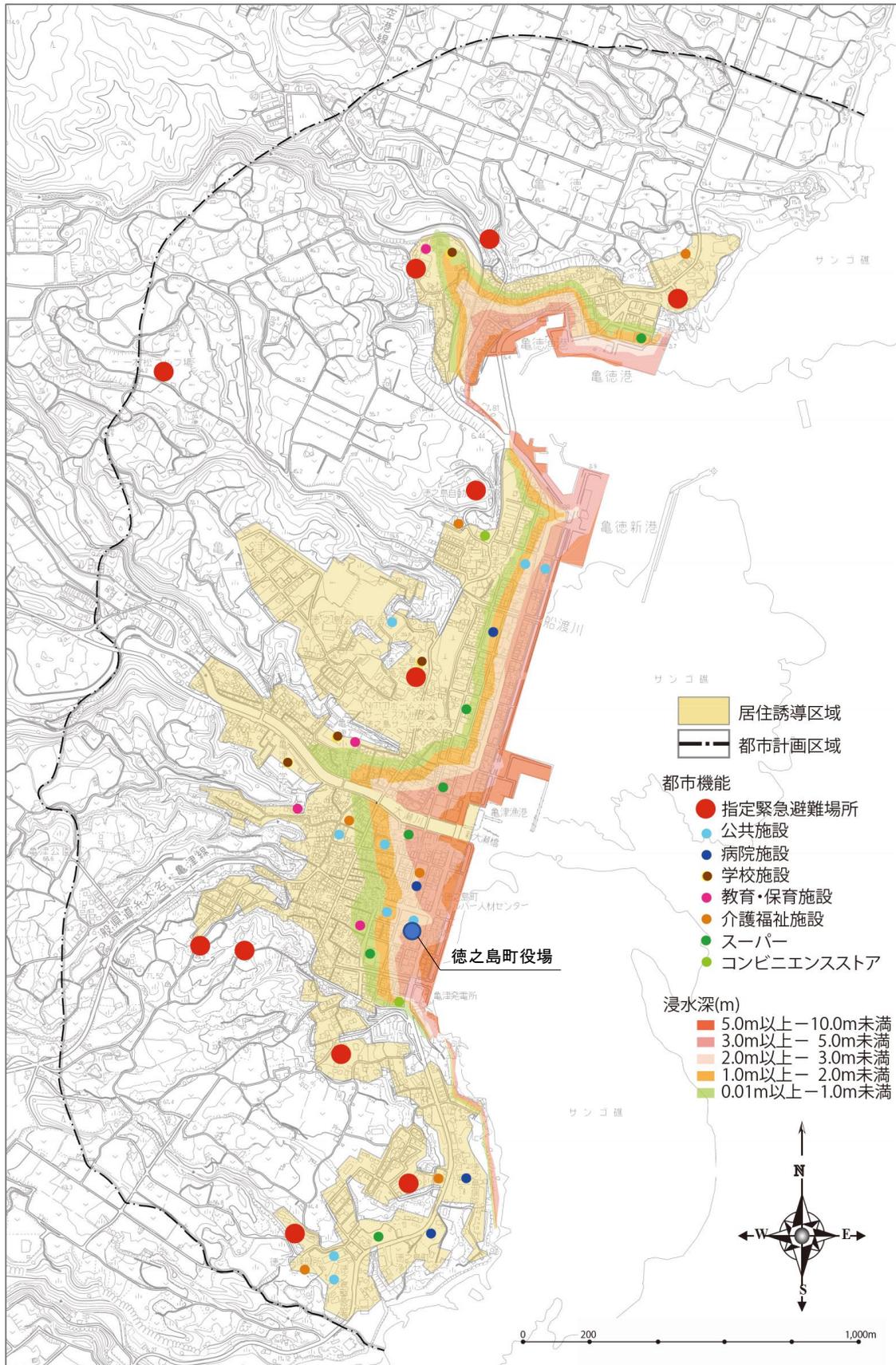
出典：鹿児島県津波浸水想定の設定

【居住誘導区域の設定方針】

亀津・亀徳地区は、海に面して市街地が形成されていることから、津波における浸水区域の全てを居住誘導区域から除外することは現実的といえない状況にあります。

これらを踏まえ、総合的に災害リスク等を判断し、「津波浸水想定エリア」についても居住誘導区域には含めませんが、避難経路や避難拠点の充実など、防災・減災対策により、津波へのリスク低減を図ることとします。

津波浸水想定区域



(2) 洪水・内水氾濫

本町は、これまで台風接近上陸による風雨や高潮などにより、大きな影響をうけてきました。区域内には、東西を流れる2級河川として、「大瀬川」「亀徳川」があり、河川改修は終わっていますが、準用河川である「丹向川」、普通河川の「古勝川」の未改修箇所において度々浸水被害が生じています。

【居住誘導区域の指定方針】

浸水実績エリアの全てを居住誘導区域から除外するのではなく、災害リスクと警戒避難体制を総合的に勘案し、河川や水路に隣接する居住及び誘導することが適当でない判断される箇所については、原則として対象から除外します。

浸水実績状況



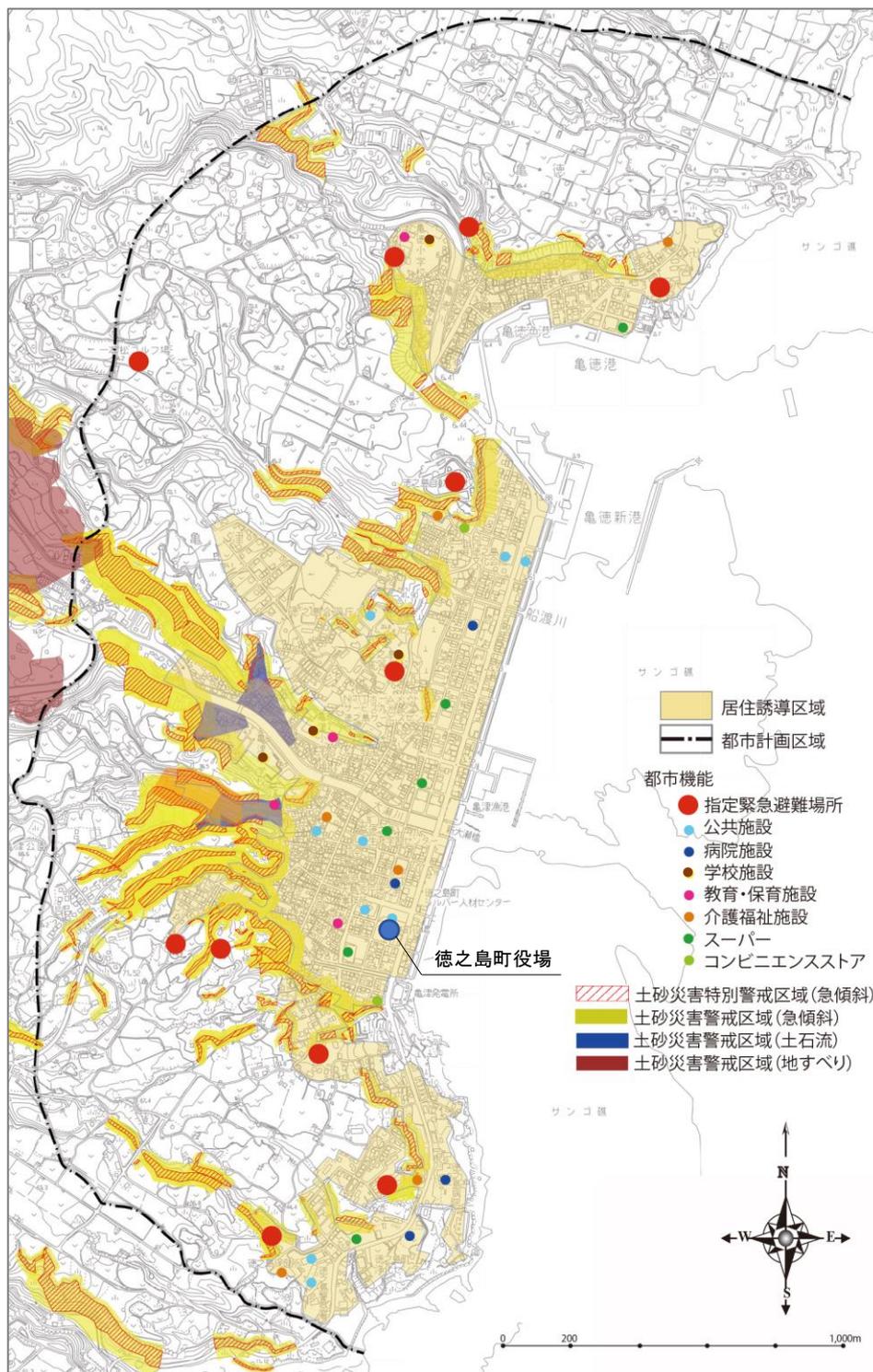
(3) 土砂災害リスク

市街地を取り囲む丘陵地においては土砂災害に係るハザード区域が数多く存在し、危険度の高い土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等のレッドゾーンも指定されています。

【居住誘導区域の設定方針】

居住誘導区域の指定では、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等のレッドゾーンについては除外します。

土砂災害特別警戒区域等



(4) 大規模盛土造成地の滑落崩落リスク

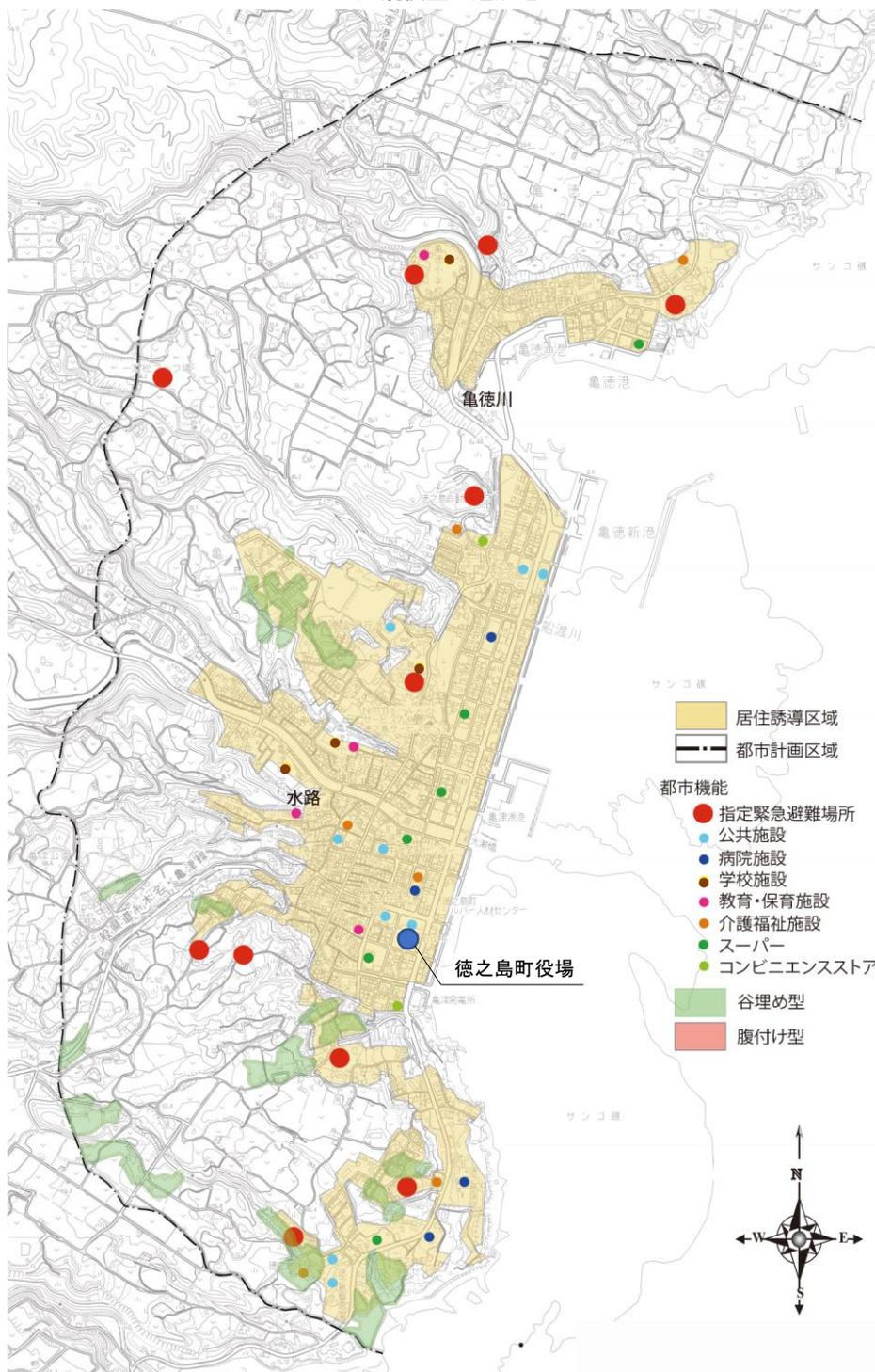
大規模盛土造成地には、「谷埋め型（盛土の面積が3,000平方メートル以上）」と「腹付け型（盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上）」の2種類があり、都市計画区域内においては「谷埋め型」を指定しています。

大規模盛土造成地のなかには、地震や降雨による地下水位の変動等が要因となり滑動崩落するおそれもあることから、そのような区域の有無について調査を進めます。

【居住誘導区域の設定方針】

一部の大規模盛土造成地「谷埋め型」を居住誘導区域に含むものとします。

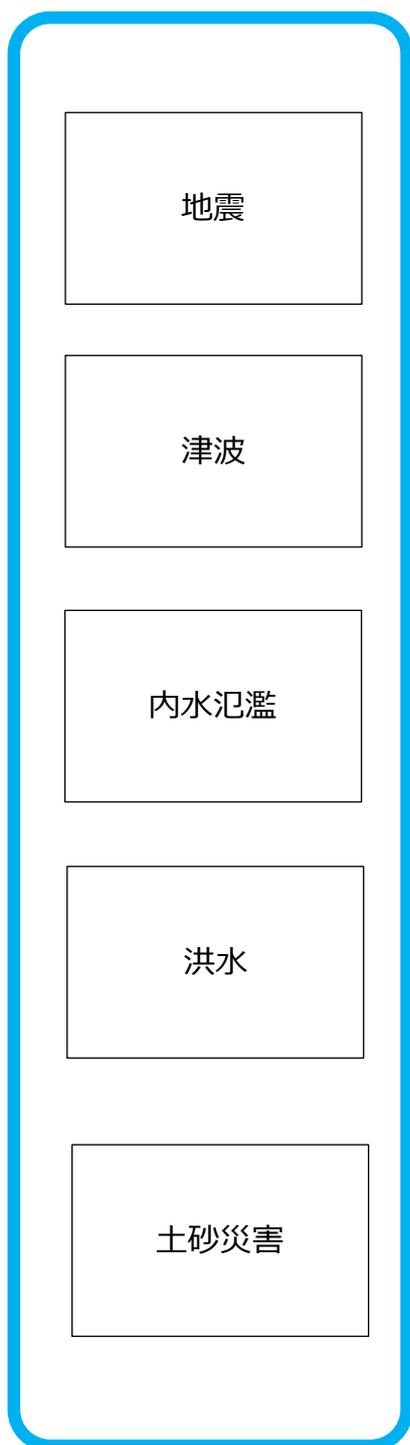
大規模盛土造成地



3 防災まちづくりの取組方針

土砂災害や洪水・浸水等による危険性が危惧される区域については、災害防止策を講じるとともに、発生被害の軽減に努めます。さらには、人命保護のための災害時における危険情報の発信や避難環境の充実に努めます。

本町における災害リスク



防災方針1 災害リスクへの対応

住民の安全な暮らしを確保するため、土砂災害・津波対策、河川改修等の防止策を推進します。

土砂災害や洪水による建物の全壊の危険性があるエリア、建物の頻繁な浸水の危険性があるエリア、長時間の浸水により都市機能への危険性があるエリアについては、居住誘導区域や都市機能誘導区域から除外するとともに、誘導区域への誘導を図り、被害の回避に努めます。

防災方針2 避難環境の整備

津波など想定最大規模のような大災害においては、災害から人命を守るため、方針1の対策と合わせて、避難環境を整えることが重要です。

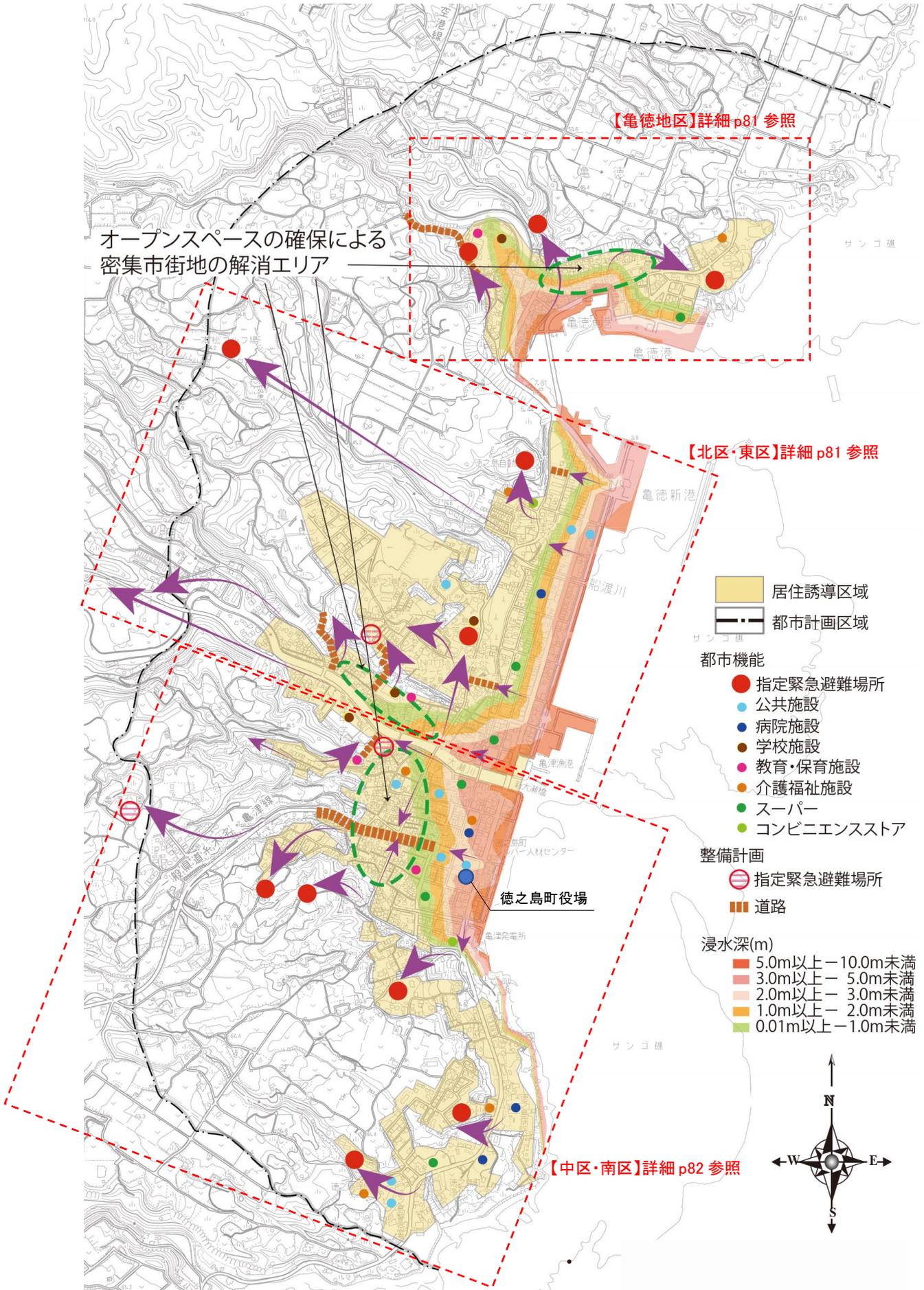
また、災害時における避難対応として、避難経路の確保、防災公園や拠点の整備、さらには備蓄機能の充実を図り、防災機能の強化に努めます。

防災方針3 災害情報の周知

平常時より、災害危険箇所やその他防災情報について、ハザードマップ、インターネットなど多様な手段により周知に努めます。

災害時には、サイレン、地域防災無線、マスコミなど多様な手段を通じて情報提供を図るとともに、住民の円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。

防災指針整備方針図



4 施策の展開

(1) オープンスペース（公共空地）の確保による密集市街地の解消

- 居住誘導区域内の防災上の問題を抱える木造密集市街地（既成市街地）では、地震や延焼火災等に強い建物・住まいづくりと併せて、空き家対策や共同住宅化等の推進により、主要な防災空間である道路、河川、公園、緑地などの公共空間を確保し、安心して暮らせる市街地環境の整備に努めます。
- オープンスペース（公共空地）を確保するにあたり、居住誘導区域や都市機能誘導区域で推進する都市のスポンジ化対策に基づき、防災に資する空地として、民間の空き地等の積極的な活用を図ります。
- 居住誘導区域への居住誘導や都市機能誘導区域への都市機能の誘導と連携し、建築物の新築・建替え・改修時には、地震や延焼火災等に強い建物・住まいづくりを普及・促進します。
- 大規模盛土造成地については、宅地の安全性の調査を実施します。また、その危険性の周知・宅地の調査を進めるとともに、必要な処置を図ります。

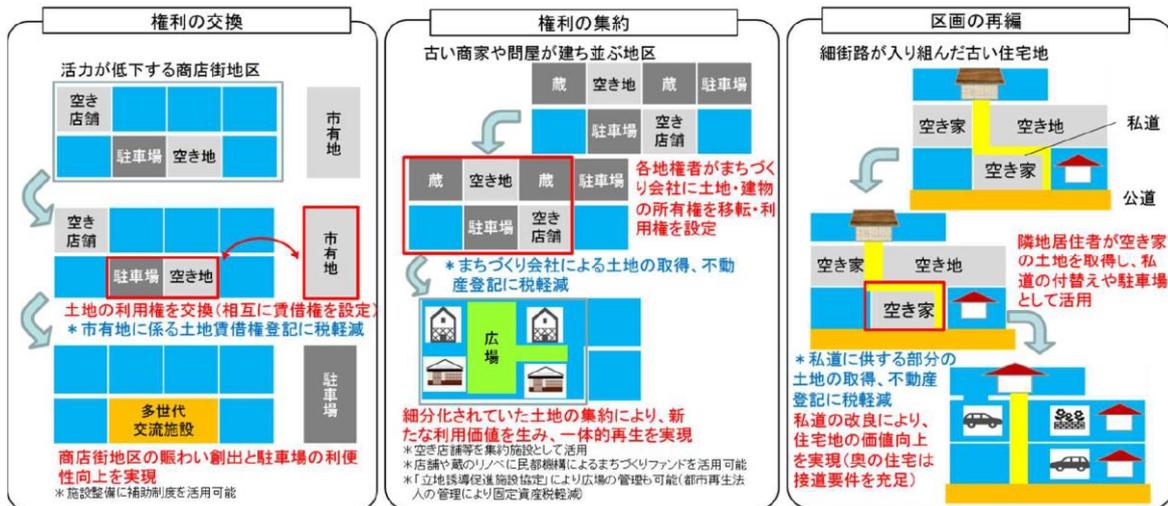
事業例）低未利用土地権利設定等促進計画（都市再生法）の活用

- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪い。さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかる。
- これまで行政は、民間による開発・建築行為を待って規制等により受動的に関与をしてきたところ、新たに低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする本制度を創設。

低未利用地の地権者等と利用希望者とを、**行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネート**の上、土地・建物の利用のために必要となる**権利設定等に関する計画**を市町村が作成し、一括して**権利設定等**を行う。

※権利設定等：地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転

対象区域：立地適正化計画の居住／都市機能誘導区域



(2) 避難経路及び避難場所の整備充実

- 狭あいな生活道路が多いエリアなど、災害発生時に延焼と避難困難リスクが重なるエリアにおいては、住民が避難する避難路の整備を推進します。
- 都市計画道路中央通り線については、交通ネットワークならびに避難経路としても重要な役割を担うことから、県・町との連携により、早期の整備を目指します。
- ブロック塀等の安全対策については、ホームページやパンフレットを活用した啓発を進めるとともに、避難路に面した危険性の高いブロック塀等の改修支援に取り組みます。
- 洪水ハザードマップを策定し、住民の浸水区域把握や洪水に対する避難意識の啓発に取り組みます。
- 津波避難ビルの指定（令和3年度末時点で3箇所指定）を推進し、安全で確実な避難ができるよう避難場所・避難所の多重化を推進します。
- 災害発生時の緊急避難場所や救助・救急活動等の拠点として利用できるよう、公園の防災機能の強化に取り組みます。

事業例) 狭あい道路整備等促進事業の活用

- 幅員 4m 未満の狭あいな道路は災害時の避難路など、安全で良好な環境を形成する上で課題となっています。
- 狭あい道路解消に向けて拡幅整備費用などの支援を行っているが、地方公共団体ごとに補助のメニューや拡幅整備後の後退用地の維持管理・課税状況が異なります。

狭あい道路の現状

狭あい道路の問題点

- 狭あい道路は、災害時の避難路、日照や通風等の確保など安全で良好な環境を形成する上で課題
- 敷地と道路の状況が不明確であること等により、不動産取引や建築確認時等の障害となっている



建替え等に際してはセトバックが必要

建築基準法の原則

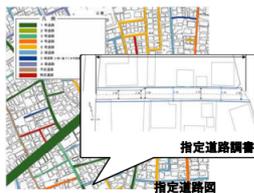
- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること
- 法適用時に幅員4m未満の道路にしか接していなかった場合は、**建替えの際、当時の道路中心線から2m以上セトバックすること**

建替え等に際してセトバックを求めることにより、狭あい道路を解消し、市街地の安全に必要な道路幅員を段階的に確保

狭あい道路の解消に向けた取組みと課題

狭あい道路の解消に向けた支援の実施

- ① 建替え・セトバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援



- ② 避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、セトバックに要する費用に対して支援



拡幅整備にあたっての課題

- 喉元敷地は建替えの際にもセトバックが義務付けられていないため、地権者の同意を得ることが難しい
- 拡幅整備後の後退用地について、所有者、維持管理主体、維持管理方法等が地方公共団体によって異なる

拡幅整備に向けた取組みや維持管理等の実態を調査し、その結果を地方公共団体に横展開することで、狭あい道路解消に向けた取組みを推進

用語について

- 狭あい道路
幅員4m未満の道路
- 喉元敷地
建築基準法第42条第1項の規定による道路と狭あい道路の交差部に接する建築物の敷地
- 後退用地
狭あい道路に接する建築物等の敷地のうち、狭あい道路の拡幅整備のために供出される部分

事業例) 防災・安全交付金（社会資本整備総合交付金）

- 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援するものです。

【地域における総合的な事前防災・減災対策】

◆近年の豪雨災害等を踏まえた水害・土砂災害対策

河川の水位を低下させる河道掘削

砂防堰堤の整備

洪水に特化した低コストな水位計整備

クラウド

通信モジュール

制御モジュール

地方公共団体

河川管理者

水位計

◆都市における防災拠点や避難場所等の整備

・防災拠点等となる都市公園の整備

・避難場所等の整備

防災拠点

避難場所

◆道路の地震対策、風水害対策

跨道橋等の耐震補強 斜面崩落防止対策

◆効果促進事業の活用による土砂災害警戒区域等の認知度の向上

<小・中学校等の防災教育>

◆住宅・建築物の耐震化

<耐震改修イメージ>

戸建て住宅

建築物

◆津波、高潮等から背後地を防護するための海岸堤防等の整備

堤防

陸開

◆都市浸水対策としての河川・下水道整備

雨水貯留管

ポンプ場

◆港湾の地震・津波、風水害対策

嵩上げ(越波防止)

防波堤の越波防止対策

【地域における総合的な生活空間の安全確保】

◀地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策▶

延焼を抑制し避難路となる道路や避難場所となる公園・広場等の整備

老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え

◀子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策▶

- 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策
- ⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備
- ⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分
- 自動運転技術を活用したまちづくり計画に基づく自動運転車の走行環境整備

◀国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）▶

- 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業
- 災害時にも地域の輸送を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業

重要物流道路の代替路や補完路の道路整備

法面法砕工

冠水対策

(3) 浸水に対応するまちづくり

- 都市機能誘導区域及び居住誘導区域に対し、県・町の連携・協力により、河川改修等のハード対策の促進や適切な維持管理に努めるとともに、各河川の管理者・自治体等が連携・協力して、流域におけるソフト対策など、流域治水を支援します。
- 度々浸水被害が生じる「丹向川（準用河川）」と「古勝川（普通河川）」の河川改修を段階的に進めます。
- 浸水リスクが高い場所では、必要に応じて中長期的視点からの土地利用の規制や立地の誘導などにより、地域の合意形成の熟度に応じた対策を検討します。
- 下水道整備による浸水対策が未着手の地区や、整備時期が早く現在の整備水準より排水能力が低い地区の対策を進めます。

流域治水の推進

気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。



(4) まちづくりと連動した警戒避難体制の整備・強化

- 土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアの居住者や新規居住を検討する住民等に対しては、行政や民間事業者等も含めた多様な主体や方法により、防災対策や災害リスク等に関する正しい情報の提供に努めます。
- 住民の居住の選択肢を広げるため、災害ハザードエリアから居住誘導区域への自発的な移転の誘導に向けた支援に努めます。
- 十分な階高がある建物においては、垂直避難も有効な選択肢となることから、高層建物の施設保有者、施設管理者の協力を努め、避難体制の充実に努めます。
- 行政と住民や事業所・団体などが身近な地域での災害リスクを共有、連携・協働しながら、地域防災力の向上を図ための地区防災計画の策定を支援します。

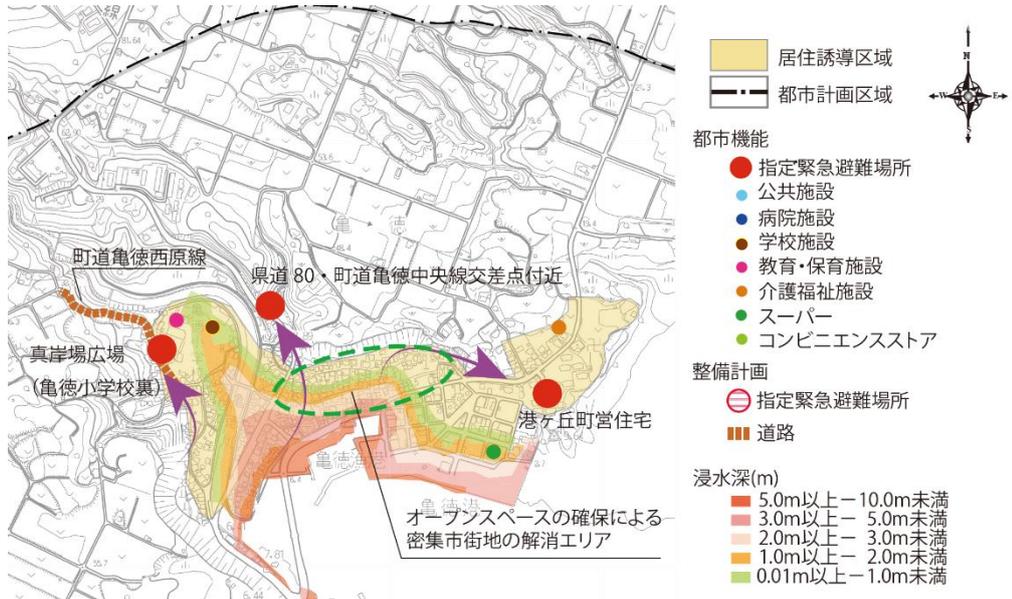
(5) 災害が想定される区域における周知徹底

- 津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害のおそれがある区域では、ハザードマップの周知、避難行動の啓発、避難訓練等により、住民等の適切な避難行動の周知を図ります。
- 要配慮者が利用する施設の所有者または管理者に対して、洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」については、作成が進んでいないことから作成を促し、避難確保対策に努めます。
- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行う組織の育成・支援を行います。

防災指針：具体的施策スケジュール

	具体的施策	主体	5年	10年	20年
意識啓発	①各種ハザードマップを用いた防災意識の向上	町・住民	→	→	→
	②学校を通じた児童・生徒の防災意識の向上	町・住民	→	→	→
	③誰もが分かりやすい災害情報の提供	町・住民	→	→	→
危険回避	④ハザードエリアからの移住の促進	町	→	→	→
	⑤届出による居住誘導区域への立地誘導	町・民間	→	→	→
	⑥危険性の高いブロック塀等の改修支援	町・民間	→	→	→
基盤整備	⑦避難道路及び道路ネットワークの整備 ・都市計画道路中央通り線（未整備区間） ・町道蔵越線（延長接続）【新】 ・亀徳西原線 ・大船住宅付近避難路【新】 ・亀津保育園付近避難路【新】 ・亀津小学校～婦貴田住宅避難路【新】 ・蔵越住宅への避難路【新】	県・町 町 町 町 町 町 町	→ → → → → → →	→ → → → → → →	→ → → → → → →
	⑧丹向川等の河川整備 ・丹向川 ・古勝川	町 町	→ →	→ →	→ →
	⑨災害リスクに対応した避難所の見直し等 ・亀津公園（防災拠点施設／備蓄倉庫）【新】 ・婦貴田住宅付近（防災拠点施設）【新】 ・亀津保育所付近【新】 ・金比羅ハイツ広場（防災公園） ・徳之島自動車学校（防災拠点施設）	町 町 町 町・民間 町・民間	→ → → → →	→ → → → →	→ → → → →
	⑩土砂災害特別警戒区域での土砂災害対策	県・町	→	→	→
	⑪雨水対策の推進	町	→	→	→
	⑫防災拠点となる公共施設の維持管理	町	→	→	→
防災体制の充実	⑬災害時の垂直避難への協力体制の確立	町	→	→	→
	⑭要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援	町	→	→	→
	⑮防災訓練の支援	町・民間	→	→	→
	⑯地区防災計画の策定	町・住民	→	→	→
	⑰自主防災組織の育成	町・住民	→	→	→

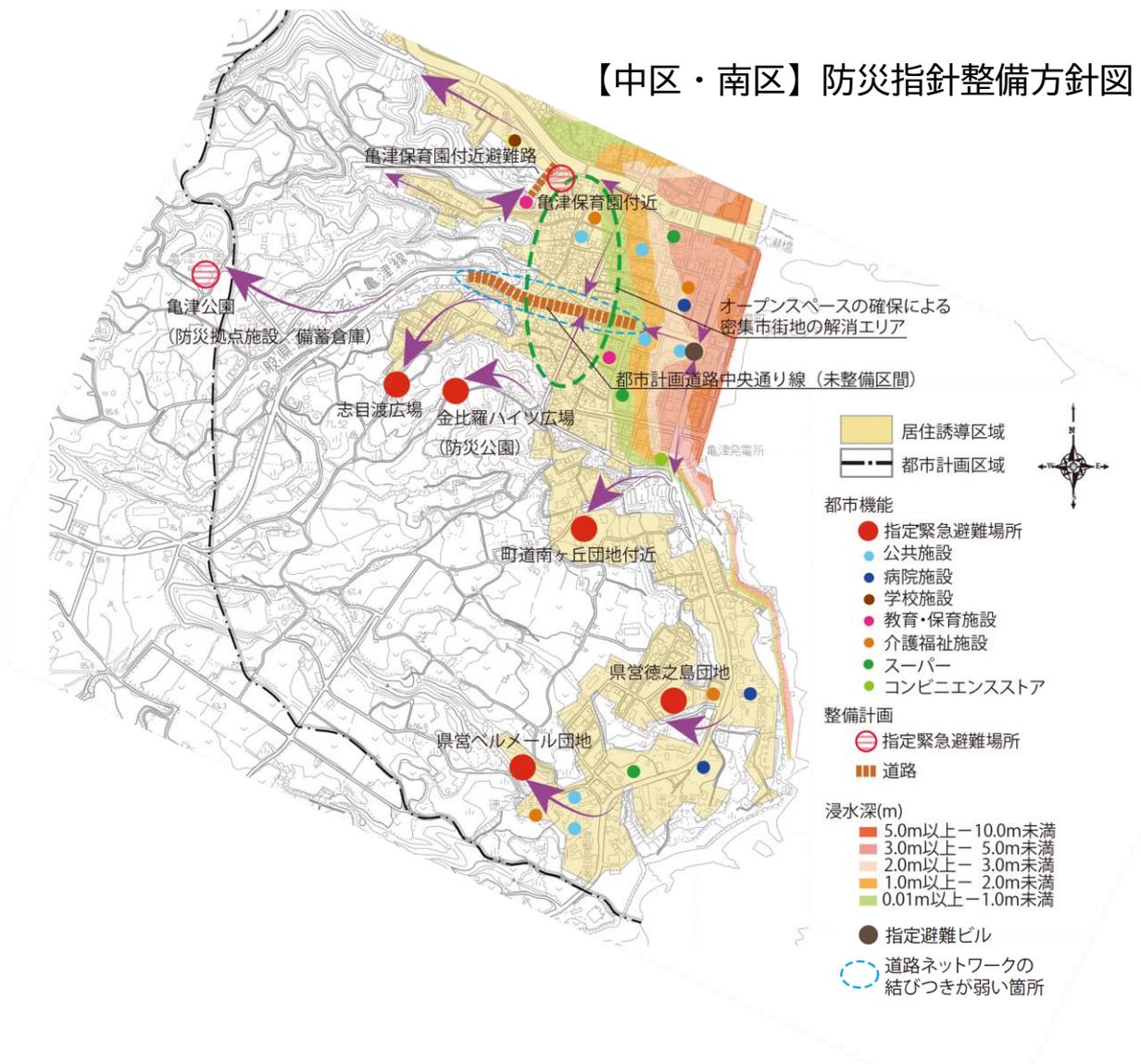
【亀徳地区】 防災指針整備方針図



【北区・東区】 防災指針整備方針図



【中区・南区】防災指針整備方針図



避難施設等の重要性

都市計画区域に当たる亀津・亀徳地区は、東側は海に面し、西側は丘陵地に囲まれています。奄美群島太平洋沖（南部）地震想定においては、最初の津波到達が8分、最大津波高7mの到達時間は27分と予測されています。

居住誘導区域内においては、垂直避難場所は3箇所と少ないことから、丘陵地に指定された指定緊急避難場所（災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所）へのアクセス性や拠点所充実が最も重要になります。

